

## 災害時における相互応援に関する協定

与謝野町及び福知山市は、大規模災害時における相互応援を行うことについて、次のとおり協定を締結する。

### (目的)

第1条 協定は、与謝野町及び福知山市（以下「協定市町」という。）において地震、風水害その他の大規模災害（住民の生命、身体及び財産に重大な被害を及ぼす事態）が発生し、又は発生するおそれがあるとき（以下「大規模災害時」という。）で、被災地独自では十分な応急措置等ができない場合に、相互応援及び協力が円滑かつ迅速に行われることにより、被害の軽減と住民生活の安定を図ることを目的とする。

### (応援の内容)

第2条 応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 救援、防疫及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (2) 食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
- (3) 災害応急措置に必要な車両及び資機材の提供
- (4) 被災者及び避難者の受け入れ
- (5) 前各号に掲げるもののほか特に要請があった事項

### (応援の要請等)

第3条 大規模災害時に応援を要請する協定市町は、次の事項を明らかにして文書により要請を行い、応援の要請を受けた協定市町は、必要な応援を可能な範囲で実施するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により応援を要請した後速やかに文書を提出することができるものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援を必要とする物資等の種類及び数量
- (3) 応援を必要とする職員の職種及び人員
- (4) 災害対策本部に集約された被害状況、避難場所情報、ライフライン情報など
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 応援を必要とする期間
- (7) 前各号に掲げるもののほか、特に必要とする事項

### (職員の指揮権)

第4条 応援のために派遣された職員は、要請市町の長の指揮の下に活動するものとする。

### (自主的な応援)

第5条 支援市町は、大規模災害時において緊急に応援することが必要であると認められるときは、自主的な判断に基づき必要な応援を行うことができる。

2 自主的な応援を開始した場合は、応援の内容等を相手方に速やかに連絡するものとする。

### (連絡体制)

第6条 協定市町は、あらかじめ相互応援のため連絡体制を定め、災害が発生した場合には速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

### (応援経費の負担)

第7条 応援に要した経費は、原則としては応援を要請した側の負担とする。ただし、第5条第1項の規定に基づく応援に要した経費の負担は、協定市町が協議のうえ決定するものとする。

### (情報の交換及び連携訓練の実施)

第8条 協定市町は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、平常時から防災等に関する情報交換を適宜行うこととし、必要に応じて連携訓練を実施するものとする。

### (協議等)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項については、協定市町がその都度協議のうえ定めるものとする。

### (施行期日)

第10条 この協定は、協定の締結の日から施行する。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、署名のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成27年5月29日

与謝野町長

山添藤真  
京都府与謝郡与謝野町長印

福知山市長

松山正治  
京都府福知山市長印